

役員選出に関する規程（役員選出規程）

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人全日本合唱連盟定款第22条（役員を選任）に基づいて、役員（理事及び監事）の選任についての事項を定める。

（理事）

第2条 理事の定数は、定款第21条により、17名以上19名以内とする。

（監事）

第3条 監事の定数は、定款第21条により、2名以上3名以内とする。

2 監事は、定款第22条により、理事又は正会員又は職員と兼ねることができない。

（補欠）

第4条 定款第22条により、理事及び監事が欠けた場合に備えて補欠を選任することができる。

（役員任期）

第5条 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選出された者の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前項にかかわらず理事長の任期は最長4期8年までとする。

（役員選出方法）

第6条 理事、監事及び補欠は総会の決議によって選任する。ただし、支部枠以外の理事及び補欠については原則として事前
に選挙を行い、候補者を選出する。

2 投票は無記名とし、原則として郵送により実施する。

3 監事の選出は、理事選出終了後に行う。

4 当該年度の役員選出に関する手続きが始まる前までに、役員選出に関する必要な事項を本法人の会報もしくは公式ウェブサイトで公開する。

（理事の選出枠、定数、選出方法）

第7条 理事の選出枠と定数及び選出方法は次のとおりとする。

一 支部枠

(1) 対象・定数：支部長（正会員） 9名

(2) 会員に関する規程第4条に定める支部は、所定の期日までに支部枠理事候補者及び支部枠理事補欠候補者を届け出なければならない。

(3) 支部枠理事候補者及び支部枠理事補欠候補者は各支部で選出し、その選出方法は任意とする。

二 外部枠

(1) 対象・定数：有識者（正会員及び正会員経験者以外） 3名以内

(2) 候補者を正会員及び現理事の投票により選出する。

(3) 選出方法

①ノミネート

理事会において、候補者約8名をノミネートする。

②告示

ノミネートされた候補者名、候補者のプロフィールを記した被選挙人名簿を作成し告示する。

③選出

正会員及び現理事の投票により得票上位3名を選出し、得票順に交渉する。得票上位者が辞退した場合、次点者から得票順に交渉する。

④その他

ノミネートされた候補者数が定数以内であっても投票を行い、その場合、得票が有効投票数の過半数を超える者を選出し、交渉する。

三 一般枠

(1) 対象・定数：有識者・正会員 5名以内

(2) 候補者を正会員及び現理事の投票により選出する。

(3) 選出方法

①立候補

(ア) 立候補しようとする者は、所定の期日までに立候補届を提出しなければならない。

(イ) 立候補しようとする者は、立候補にあたり、正会員及び現理事3名の推薦を必要とする。

なお、正会員及び現理事は、立候補しようとする者を4名以内で推薦できる。

(ウ) 支部枠理事候補者（支部長）は立候補できないが、支部枠理事補欠候補者は立候補することができる。

②告示

立候補者名、立候補者のプロフィールおよび推薦者名を記した被選挙人名簿を作成し告示する。

③選出

(ア) 正会員及び現理事の投票により得票上位から5名以内を選出する。

(イ) 次点者、次々点者を補欠候補者として選出することができる。補欠候補者の優先順位は得票順とする。

④その他

立候補者数が定数以内であっても投票を行ない、その場合、得票が有効投票数の過半数を超えた者を選出する。

四 朝日新聞社枠

(1) 定数：1名

(2) 朝日新聞社は、所定の期日までに朝日新聞社推薦理事候補者1名を推薦しなければならない。

五 新理事長推薦枠

(1) 対象・定数：有識者・正会員 1名以内

(2) 新理事長は理事候補者を推薦することができる。

(理事長・副理事長・常務理事の選出方法)

第8条 理事長(1名)・副理事長(3名以内)・常務理事(5名以上8名以内)の選出は、理事の互選による。

1 外部枠理事は理事長・副理事長・常務理事に就くことはできない。

2 朝日新聞社推薦理事は常務理事とする。

(監事の選出)

第9条 監事の選出枠と定数及び選出方法は次のとおりとする。

(1) 対象・定数

一 内部枠(理事及び正会員経験者) 1名

二 外部枠(理事及び正会員経験者以外) 1名～2名

(2) 候補者を正会員の投票により選出する。

(3) 選出方法

①監事候補者の推薦

正会員及び現理事は、内部枠、外部枠それぞれに監事候補者1名を推薦することができる。

なお、推薦された候補者が定数に達しない場合、理事会の責任において候補者を推薦しなければならない。

②告示

推薦された候補者のプロフィール等を記した被選挙人名簿を作成し告示する。

③選出

正会員が内部枠、外部枠それぞれに投票を行い、内部枠は得票上位1名、外部枠は得票上位1名～2名を選出する。

④その他

推薦された候補者が定数以内であっても投票を行い、その場合、得票が有効投票数の過半数を超えた者を選出する。

補欠候補者がいない場合は、理事会の責任において補欠候補者を選出し、総会に提案しなければならない。

(補欠の有効期間)

第10条 補欠の選任に係る決議が効力を有する期間は、前任者の任期満了予定日の6ヶ月前の月の月末とする。

2 補欠は、総会の決議あるいは本人の申し出により取り消すことができる。

(同得票数の場合の措置)

第11条 理事及び監事の選出、理事長、副理事長及び常務理事の互選において得票数が同数となった場合は年長順とする。

(選挙管理)

第12条 理事及び監事の選出業務は事務局が行う。

2 理事及び監事選挙の開票にあたっては理事会の指名する正会員2名及び朝日新聞社担当者1名を立会人とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

1 この規程の実施に関して必要な細則は、理事会が別に定める。

2 この規程は、昭和60年5月19日から施行する。

平成 7年5月21日改定

平成10年5月16日改定(条文の整理)

平成15年5月18日改定(監事選出方法の変更)

平成19年5月20日改定(理事長の支部長兼任制限の撤廃、理事推薦枠の変更)

平成23年5月22日改定(理事の選出枠、人数、選出方法の変更)

平成24年5月20日改定(一般社団法人全日本合唱連盟へ名称変更)

平成25年5月19日改定(外部枠をその他枠に変更)

令和 元年5月19日改定(理事の立候補者推薦人数、監事推薦方法の変更)

2023年5月21日改定(理事定数削減、外部枠理事・監事の設置、理事の補欠設置)

2025年5月18日改定(手続きの公開新設、支部枠理事補欠必須化、外部枠理事候補者ノミネー及び一般枠理事立候補時の運用明記、一般枠理事定数変更、監事候補者推薦の理事会の責任明記、条文・文言整理)